議　　第　　１１８　　号

平成３０年 ２ 月２３日提出

熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第９３号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第５節　基準該当通所支援に関する基準（第５６条―第６２条の２）　　」

を

「第５節　共生型障害児通所支援に関する基準（第５５条の２―第５５条の５）

第６節　基準該当通所支援に関する基準（第５６条―第６２条の２）　　」

に、

「第５節　基準該当通所支援に関する基準（第８０条―第８２条）」

を

「第５節　共生型障害児通所支援に関する基準（第７９条の２）

第６節　基準該当通所支援に関する基準（第８０条―第８２条）」

に、

「第５章　保育所等訪問支援　　」

を

「第５章　居宅訪問型児童発達支援

第１節　基本方針（第８２条の２）

第２節　人員に関する基準（第８２条の３・第８２条の４）

第３節　設備に関する基準（第８２条の５）

第４節　運営に関する基準（第８２条の６―第８２条の９）

第６章　保育所等訪問支援　　」

に、

「第６章　多機能型事業所に関する特例（第９１条―第９３条）」

を

「第７章　多機能型事業所に関する特例（第９１条―第９３条）」

に改める。

第１条中「第２１条の５の１８第１項」を「第２１条の５の１９第１項」に改める。

第２条第１号中「第６条の２の２第８項」を「第６条の２の２第９項」に改め、同条第５号中「第２１条の５の２８第１項」を「第２１条の５の２９第１項」に改め、同条第１０号中「第２１条の５の２８第３項」を「第２１条の５の２９第３項」に改め、同条第１２号中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「、第８２条の２に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を同条第１３号とし、同条第１１号を同条第１２号とし、同号の前に次の１号を加える。

(11)　共生型通所支援　法第２１条の５の１７第１項の申請に係る法第２１条の５の３第１項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

第３条第３項中「第２０条、第４９条及び第７４条において」を「以下」に改める。

第５条第１項第１号（ア及びイ以外の部分に限る。）を次のように改める。

(1)　児童指導員（熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第１０５号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第２８条第６項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）、保育士又は学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第９０条第２項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって２年以上障害福祉サービスに係る業務に従

事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）　指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

第５条第１項第２号中「熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第１０５号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）」を「児童福祉施設基準条例」に改め、同条第２項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第３項第２号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」に改め、同項第３号中「（児童福祉施設基準条例第２８条第６項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第４号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第５条第５項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第６項を同条第７項とし、同項の前に次の１項を加える。

６　第１項第１号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第６条第４項第１号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第２６条第５項中「第３項」を「前項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項の次に次の１項を加える。

５　指定児童発達支援事業者は、第３項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1)　当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2)　従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3)　指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

(4)　関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(5)　当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6)　緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(7)　指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

第４８条第１項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改める。

第４９条第１項中「第５条第１６項」を「第５条第１８項」に改める。

第５０条第３項中「第２１条の５の２１第１項」を「第２１条の５の２２第１項」に改める。

第５１条第２項中「(昭和２２年法律第２６号)」を削る。

第５６条第１項第１号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の１項を加える。

３　第１項第１号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第６０条中「前節」を「第４節」に改める。

第６１条中「(指定障害福祉サービス等基準条例第８０条第１項に規定する指定生活介護事業者をいう。)」及び「(指定障害福祉サービス等基準条例第８０条第１項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)」を削る。

第６２条中「指定通所介護事業者（熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年条例第８５号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第１００条第１項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年条例第８６号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第６０条の３第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第９９条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第６０条の２に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。)」を「指定通所介護等」に、「指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第１００条第１項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サー

ビス基準条例第６０条の３第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条第１号中「（指定居宅サービス等基準条例第１０２条第２項第１号又は指定地域密着型サービス基準条例第６０条の５第２項第１号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。）」を削る。

第６２条の２中「指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第８３条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第１９３条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第８２条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第１９２条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に、「指定地域密着型サービス基準条例第８３条第１項又は第１９３条第１項に規定する通いサービスをいう。以下同じ」を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４５条第１項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第８３条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第１９３条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ」に改め、同条第１号中「（指定地域密着型サービス基準条例第８３条第７項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）」を「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第２号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加える。

第２章中第５節を第６節とし、第４節の次に次の１節を加える。

第５節　共生型障害児通所支援に関する基準

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第５５条の２　児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第８０条第１項に規定する指定生活介護事業者をいう。第６１条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1)　指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第８０条第１項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第７９条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2)　共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第５５条の３　共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年条例第８５号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第１００条第１項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年条例第８６号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第６０条の３第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第６２条において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1)　指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第１００条第１項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第６０条の３第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第１０２条第２項第１号又は指定地域密着型サービス基準条例第６０条の５第２項第１号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第６２条第１号において同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第９９条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指

定地域密着型サービス基準条例第６０条の２に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が、３平方メートル以上であること。

(2)　指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3)　共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第５５条の４　共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第８３条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第１９３条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（第６２条の２において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２４年条例第９１号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第４５条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1)　指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第８３条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第１９３条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４５条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第６２条の２において同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地

域密着型サービス基準条例第８３条第１項若しくは第１９３条第１項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４５条第１項に規定する登録者をいう。）の数と共生型生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第９５条の２に規定する共生型生活介護をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第１４９条の２に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第１５９条の２に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（第７９条の２に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を２９人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第８３条第７項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第６２条の２において同じ。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第１９３条第８項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第６２条の２において同じ。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４５条第７項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては、１８人）以下とすること。

(2)　指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第８２条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第１９２条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）（第６２条の２において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４４条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第８３条第１項若しくは第１９３条第１項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４５条第１項に規定する通いサー

ビスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の１日当たりの上限をいう。）を登録定員の２分の１から１５人（登録定員が２５人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては１２人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
２６人又は２７人	１６人
２８人	１７人
２９人	１８人

(3)　指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準条例第８７条第２項第１号若しくは第１９７条第２項第１号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４９条第２項第１号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(4)　指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第８３条若しくは第１９３条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４５条に規定する基準を満たしていること。

(5)　共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第５５条の５　第４条、第７条、第８条及び前節（第１１条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第６４条第１項第４号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第７１条の次に次の１条を加える。

（情報の提供等）

第７１条の２　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児

童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

２　指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第７２条中「第２６条」の次に「(第５項を除く。)」を加え、「、第４８条第１項」を削り、「第２７条」を「第２６条第１項及び第２７条」に改め、「医療型児童発達支援計画」と」の次に「、第２６条第６項中「前項」とあるのは「第３項」と」を、「体制」と」の次に「、第５４条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と」を加える。

第７４条第１項第１号中「学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第９０条第２項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって２年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。)」を「障害福祉サービス経験者」に改め、同条第３項第２号中「看護師」を「看護職員」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第４号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第７８条の２を削る。

第７９条中「、第４９条、第５０条」を「から第５０条まで」に、「第２７条」を「第２５条第２項中「第２３条第２項」とあるのは「第７８条第２項」と、第２６条第１項、第２７条及び第５４条第２項第２号」に改める。

第８２条中「、第４９条、第５０条」を「から第５０条まで」に、「、第７８条」を「及び第７８条」に改め、「及び第７８条の２」を削る。

第４章中第５節を第６節とし、第４節の次に次の１節を加える。

第５節　共生型障害児通所支援に関する基準

（準用）

第７９条の２　第７条、第８条、第１２条から第２２条まで、第２４条から第３０条まで、第３２条、第３４条から第４５条まで、第４７条から第５０条まで、第５１

条第１項、第５２条から第５５条の４まで、第７３条及び第７８条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

第９１条第１項中「並びに第８４条第１項」を「、第８２条の３第１項並びに第８４条第１項」に、「、第８４条第１項」を「、第８２条の３第１項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第８４条第１項」に改める。

第６章を第７章とする。

第８６条を次のように改める。

第８６条　第８２条の５の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第８７条から第８９条までを次のように改める。

第８７条から第８９条まで　削除

第９０条中「第２４条」を「第２４条、第２５条、第２６条（第５項を除く。）、第２７条」に、「から第５０条まで、第５１条第１項及び」を「、第４９条、第５０条、第５１条第１項、」に改め、「第５５条まで」の次に「、第７１条の２及び第８２条の６から第８２条の８まで」を加え、「第８９条」を「第８７条において準用する第８２条の８」に、「第８８条」と、」を「第９０条において準用する第８２条の７」と、第２５条第２項中「第２３条第２項」とあるのは「第９０条において準用する第８２条の７第２項」と、第２６条第１項及び」に改め、「保育所等訪問支援計画」と」の次に「、第２６条第６項中「前項」とあるのは「第３項」と」を、「体制」と」の次に「、第５４条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と」を加える。

第５章を第６章とし、第４章の次に次の１章を加える。

第５章　居宅訪問型児童発達支援

第１節　基本方針

第８２条の２　居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第８２条の３　指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1)　訪問支援員　事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

(2)　児童発達支援管理責任者　１以上

２　前項第１号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務又は職業訓練若しくは職業教育に係る業務に従事した期間が通算して３年以上である者でなければならない。

３　第１項第２号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち１人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第８２条の４　第７条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第８２条の３第１項第１号に掲げる訪問支援員及び同項第２号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第３節　設備に関する基準

第８２条の５　指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業

の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第４節　運営に関する基準

（身分を証する書類の携行）

第８２条の６　指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（通所利用者負担額の受領）

第８２条の７　指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

３　指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第５号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

４　指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前３項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

５　指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第３項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第８２条の８　指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1)　事業の目的及び運営の方針

(2)　従業者の職種、員数及び職務の内容

(3)　営業日及び営業時間

(4)　指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

(5)　通常の事業の実施地域

(6)　サービスの利用に当たっての留意事項

(7)　緊急時等における対応方法

(8)　虐待の防止のための措置に関する事項

(9)　前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（準用）

第８２条の９　第１２条から第２２条まで、第２４条、第２５条、第２６条（第５項を除く。）、第２７条から第３０条まで、第３２条、第３４条から第３６条まで、第３８条、第４１条から第４５条まで、第４７条、第４９条、第５０条、第５１条第１項、第５２条から第５５条まで及び第７１条の２の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第１２条第１項中「第３７条」とあるのは「第８２条の８」と、第１６条中「いう。第３７条第６号及び第５１条第２項において同じ」とあるのは「いう」と、第２２条第２項中「次条」とあるのは「第８２条の７」と、第２５条第２項中「第２３条第２項」とあるのは「第８２条の７第２項」と、第２６条第１項、第２７条及び第５４条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第２６条第６項中「前項」とあるのは「第３項」と読み替えるものとする。

附　則

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正後の第５条第１項の指定児童発達支援事業者に係る人員に関する基準（同条（第３項を除く。）に規定するものに限る。）については、同条の規定にかかわらず、平成３１年３月３１日までの間は、この条例による改正前の第５条（第３項を除く。）の規定の例による。

（提出理由）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成３０年厚生労働省令第３号）の施行による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１５号）の一部改正に伴い、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を見直す等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。